

競争入札参加資格の取消しについて

- 1 名簿が作成された後において、資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を取り消します。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当することとなったとき。
 - (2) 資格審査申請書又はその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが明らかになったとき。
- 2 名簿が作成された後において、資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を取り消すことがあります。
 - (1) 政令第 167 条の 4 第 2 項の各号の一に該当すると認められる事実があったとき。
 - (2) 資格者の責に帰すべき理由により、県有林産物の売買契約を解除されたとき。
 - (3) 県有林産物の売買契約から生ずる債務を履行しなかったとき。
 - (4) その他著しく不適正な行為のあったとき。
- 3 1 又は 2 により資格者の資格を取り消したときは、直ちに、当該者に通知します。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号） 抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。